

《判例評釈》

任意的訴訟担当における授權

金子 宏 直

東京地裁平成三年八月二七日判決(東京地裁昭六三年(ワ)一七一三七号)(二部却下、一部棄却、控訴)(判時一四二五号九四頁、判タ七七七号二二二頁)

【事実】

原告X(社団法人日本競輪選手協会)は、競輪選手の適正な出場条件を確保し、その地位の向上を図るために結成された社団法人であり、競輪選手全員が加盟している実質上強制加入団体であり、従来より本件被告Y(東京都)を含む各競輪事業主宰者との間で、選手の待遇や賞金の配分などについて、各選手から個別に委任を受けた上で、自己の名において交渉や合意をしてきた。

ところで、Yは昭和四八年八月三一日に競輪事業を廃止した(以下、本件廃止)。本件廃止に関して、Xには、i)昭和四五年から同四八年までの各年に、選手全員から「東京都管競輪廃止に関する各種事項につき関係機関への要求、

申入れをなし、各種事項の解決のため交渉をなす権限」を授与する旨の委任状が提出され、ii)昭和四五年四月に開かれたXの総会で交渉を一任する旨の決議がなされた。

Xは本件廃止当時には競輪事業の再開が可能であると判断し、選手に対し補償措置を行うというYの申出を拒絶していた。しかし、昭和六三年には、Xは競輪事業の再開を不可能と判断し、Yに対して本件訴訟を提起した。訴えの内容は、Yによる本件廃止が、各選手とYとの間で締結されたYの施行する競輪に出場できるとの内容の継続的契約の不履行を構成するとして、Yに対して損害賠償を求めたものである。

本件請求に関しXの任意的訴訟担当による当事者適格が否定された。

【判旨】 訴え却下 (以下、丸数字は評釈者が付したものである)

①「民事訴訟法は、その帰趨により実体法上の権利義務関係の得喪や変更及びその有無の確定をもたらすものであり、その追行は、実体法上の権利義務の主体となる者の意思に委ねられるべきであるから、当事者適格を有する者は、原則として実体法上の権利義務の主体となる者に限られている。ただ、弁護士代理の原則を回避し、又は訴訟信託の制限を潜脱する恐れがなく、かつ、合理的必要性がある場合には、任意的訴訟担当が許されると解されるが、実体法

上の権利義務の主体となる者以外の第三者がその法律関係に関する訴訟につき任意的訴訟担当として当事者適格を認められるためには、実体法上の権利義務の主体となる者の意思により、訴訟追行権限を授けられていることが必要である。」

② 「そこで、競輪選手総体（昭和四五年四月一日から同五〇年三月三十一日までに日本自転車振興会に登録した選手全体）が被った損害の賠償又は損失の補償の請求につき、競輪選手総体からXに対し、訴訟追行権が授与されたかどうかについて判断する。

……前記各委任状が競輪選手からXに対して提出された当時、X執行部から、競輪選手に対し、委任状を徴収する趣旨について、本件廃止措置に関する競輪選手側の対応としてYに対して訴訟を提起することがあり得るといふ説明はなく、前記各委任状にも、訴訟提起に関する権限を委任する趣旨の記載はなかった。また、Xの総会においても、都営競輪廃止への対応に関連して、Yに対して補償金を取得するために訴訟を提起するという話は出なかった。」

③ 「……Xは、昭和四五年から同四八年まで、当時の競輪選手はば全員から直接委任状を受けて、都営競輪事業の廃止問題に関するYとの一切の交渉を委任されている。しかし、右委任状提出当時は、X総会等において、都営競輪事業が廃止されたときに補償金等を取得するために、Yに

対して訴訟を提起するといった話はなかったのであり、右委任状により競輪選手からXに委任されたのは右委任状に記載されているとおり、競輪事業廃止問題についての要求、交渉権限にとどまるものであって、競輪選手個人の損害賠償請求権や損失補償請求権について、Xが自己の名で訴訟を行う権限をも含むものとは認めることができない。

したがって、Xに提出された各委任状をもって、Xに訴訟追行権が授与されたとの事実を認めることはできない。」

④ 「また、本件廃止措置に関する各関係団体との交渉等につきX執行部に一任するというXの総会決議をもって、Yに対する訴訟追行権限をXに授与した趣旨と理解することはできず、他に競輪選手総体からXに訴訟追行権を授与したことを認めるに足りる証拠はない。」

⑤ 「したがって、競輪選手総体が被った損害賠償又は損失補償の請求について、Xに任意的訴訟担当による当事者適格を認めることはできない。」

【評釈】 判旨に賛成する。

一 任意的訴訟担当と本判決の意義

(1) 訴訟物たる権利義務の主体に代わり、第三者がその訴訟物について当事者適格をもち、この者が受けた判決の効力がその権利義務の主体にも及ぶ場合は第三者の訴訟担当と呼ばれる。第三者の訴訟担当には、法律上の規定に

もとづいて行われる法定訴訟担当と、本来の権利義務の帰属主体による授權をもとに行われる任意的訴訟担当がある。本件では後者の任意的訴訟担当が問題となっている。

任意的訴訟担当は、選定当事者(民法四七条)および取立委任裏書(手形法一八条)の場合に法律上その適法性が認められているが、これ以外のどのような場合に許容されるかが従来から判例ならびに学説で議論されてきた。今回の民事訴訟法の全面改正においても任意的訴訟担当の明文化が検討されている⁽²⁾。

(2) 本判決の意義は、まず、本判決の判旨①の箇所、最判昭和四五年一月一日(判例1)の一般的基準を取り上げている点である。後述するように、近年この一般的な基準をとらない判決もあり、現在この基準がいかなる意味を有するか検討が必要である。

次に、任意的訴訟担当の前提となる訴訟追行権の授權に關して、判旨②③④の箇所、詳細に判断されている点である。すなわち、右委任状には本件損害賠償請求に關する訴訟追行権を授与する旨の記載がないことだけではなく、委任状を徴収する際に、Xが、本件訴訟提起の可能性を選手に対して説明していないこと、損害賠償をもとめる訴訟の提起することを考えていなかったこと(判旨②③)を挙げ、右委任状による訴訟追行権の授与を否定している。さらに、Xの総会決議についても訴訟追行権の授与を否定し

ている(判旨④)。この点、どのような場合に訴訟追行権が認められるかの基準は、従来の判例上示されていないので、本判決の詳細な判断は参考になると考えられる。

そこで、本評釈では、最判昭和四五年一月一日以降の下級審判例の傾向、ならびに学説から、任意的訴訟担当の許容基準がいかなるものであるかを述べた上で、本件における訴訟追行権の授權に關する裁判所の判断が妥当であったかを検討する。

二 従来の判例

(1) 最判昭和四五年一月一日以前から、講をめぐる法律關係に關しては、講の世話人による任意的訴訟担当が許容されている(最判昭和三五年六月二十八日民集一四卷八号一五五八頁)。これに対して、労働組合による任意的訴訟担当については、これを認めないのが判例である(最判昭和二七年四月二日民集六卷四号三八七頁、最判昭和三五年一〇月二日民集一四卷一二号二六五一頁)。

これらの判例の流れを前提として、最高裁判決は、次のような事案で任意的訴訟担当の一般的な許容基準を示した。

【判例1】最判昭和四五年一月一日(民集二四卷一二号一八五四頁)³⁾

Xは、他の四名とともに、Yの発注する工事の請負等を共同で営む目的のA建設工事企業体(民法上の組合)を組

織し、その規約上、Xは、建設工事の施行に関してA企業体を代表して発注者などと折衝する権限、並びに自己の名義で請負代金の請求・受領及びA企業体に属する財産の管理権限を有すると定められていた。

A企業体はYとの間で請負工事契約を締結したが、Yにより一方的に工事の中止が命ぜられ、他の業者に発注がなされた。そこで、Xは自己の名でYに対してA企業体が被った損害の賠償を請求した。これに対して最高裁は、

「い、いわゆる任意的訴訟信託については、民法上は、同法四七条が一定の要件と形式のもとに選定当事者の制度を設けこれを許容しているのであるから、通常はこの手続によるべきものではあるが、同条は、任意的な訴訟信託が許容される原則的な場合を示すにとどまり、同条の手続による以外には、任意的訴訟信託は許されないと解すべきではない。すなわち、任意的訴訟信託は、民法が訴訟代理人を原則として弁護士に限り、また、信託法一条が訴訟行為を為さしめることを主たる目的とする信託を禁止している趣旨に照らし、一般に無制限にこれを許容することはできないが、当該訴訟信託がこのような制限を回避、潜脱するおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要がある場合には許容するに妨たげないと解すべきである」と一般論を示した上で、「組合規約に基づいて、業務執行組合員に自己の名で組合財産を管理し、組合財産に関する訴訟を進行

する権限が授与されている場合には、単に訴訟追行権のみが授与されたものではなく、実体上の管理権、対外的業務執行権とともに訴訟追行権が授与されているのであるから、業務執行組合員に対する組合員のこのような任意的訴訟信託は、弁護士代理に原則を回避し、または信託法一条の制限を潜脱するものとはいえず、特段の事情のないかぎり、合理的必要性を欠くものとはいえない」として、原告の民法上の組合の任意的訴訟担当による当事者適格を許容した。

(2) 以下では、この最高裁判決以降の下級審判決(判例5)を除く)を簡単に紹介した後、その傾向をまとめて述べる。

【判例2】 東京高判昭和五二年四月一日(判時八五七号七九頁)

土地の共有者が、土地を分割後単独所有にする目的で権利能力なき社団Xを結成し、土地占有者に対し土地明渡を求めた事実で、Xの総会で訴訟行為ができる旨の規約改正をおこなっている点、Xは土地共有者のみで構成され弁護士代理の原則の回避や訴訟信託の潜脱のおそれがないことをあげ共有者のための任意的訴訟担当を許容した。

【判例3】 東京地判昭和五四年四月二三日(判時九三八号六八頁)

マンションの共有部分に関して区分所有法上の管理者が明渡等を求めた事実で、管理組合の意思決定機関である総

会で本件訴訟の提起が決議されたとしても、直ちに各区分所有者による訴訟追行権の付与を意味しないとして、任意的訴訟担当を認めなかった。

【判例4】 大阪高判昭和六〇年五月一六日(判タ五六一号一四八頁)

外国法人Aの日本における総代理店Xが、Aから訴訟信託を受けてBに対して債務不履行に基づく損害賠償請求を求めた事案で、右訴訟信託の必要性はあり、Xが権利主体であるAと同程度に本件紛争に関与しているが、A自ら日本で弁護士に訴訟委任することが格別困難であるといえないとして、任意的訴訟担当を認めなかった。

【判例5】 最判昭和六〇年一月二〇日(判時一一八一号七七頁)

火力発電所周辺住民の一部が環境権の侵害に基づき建設差止を求めた事案で、地域住民本人からの授權が認められないとして、任意的訴訟担当を認めなかった。

【判例6】 東京地判昭和六〇年一月二七日(判時一二二〇号一〇九頁)

X(日本国)が、旧満州国の所有していた日本国内にある土地を中華人民共和国に移管するにあたり、右土地の不法占有者に対し明渡を求めた事案で、同国とXとの間の友好関係が阻害されること等を回避するため、訴訟追行権の授与に基づき請求をしているから、弁護士代理の原則・訴

訟信託の禁止などを回避、潜脱するおそれもなく、合理的必要性があるとして任意的訴訟担当が許容された。

【判例7】 大阪高判平成元年六月二三日(判タ七〇八号二六〇頁)

共同の市場の経営者からなる権利能力なき社团である商人会から、会費などの徴収の委託を受けたXが、会員に対して右会費等の請求をした事案で、金銭債務の取立委任を受けただけの者に一般的に任意的訴訟担当を許容すると、弁護士代理の原則の回避と信託法一条の制限潜脱のおそれが生ずるし、債権者自ら訴訟追行すれば足りるから合理性も認められないとして、任意的訴訟担当を認めなかった。

【判例8】 東京地判平成二年一月二九日(判タ七四四号一一七頁)

私道敷地の所有者等を所帯者に持つ所帯主Xが右土地の妨害排除を求めた事案で、Xは所帯員の日常生活における安全を確保する責務を負う者として、所帯主からその有する権利の行使を委ねられているのが常態であるとして、任意的訴訟担当が許容された。

最後に、補足として本件判決と同日同裁判所により、やはり任意的訴訟担当を許容する判決が下されているので簡単に紹介する。

【判例9】 東京地裁平成三年八月二七日判決(東京地裁昭六三年(ワ)四二八四号)(判時一四二五号一〇〇頁、判

タ七八一号二二五頁)

英国ロイズ保険のシンジケートによる保険の筆頭保険者が全保険者からの訴訟追行権を授けられたとして、日本の被告に対し損害賠償請求権の保険代位に基づく損害賠償を求めた事実で、多数の保険者が当該保険に基づく損害賠償を提起する場合に、筆頭保険者の名で保険者全員のために訴えを提起する英国の慣習があること、保険者全員が右慣習に従う意思を表明していること、特段の弊害が認められない以上右慣習を十分尊重すべきこと、本件保険者が多数の外国個人及び法人であり、日本での訴訟追行が困難であることなどから、合理的必要性があるとして任意的訴訟担当が許容された。

(3) 【判例1】以降の判例の傾向は次のようにまとめることができる。まず、【判例3】【判例5】のように、任意的訴訟担当の前提となる訴訟追行権の授与を欠くものとして、はじめから任意的訴訟担当を認めないものがある。次に、【判例2】【判例4】【判例6】【判例7】のように、訴訟追行権の授与を認定した上で、【判例1】で示された一般的基準に於てはめて判断するものがある。ただし、これらの判例において任意的訴訟担当の許否は、合理的必要性の有無で結論が分かれている(【判例2】【判例6】は許容し、他は否定している)。これらとは別に【判例8】は、訴訟追行権の授与や合理的必要の有無について判示していないが、担当者

の法律関係の性質から当然に任意的訴訟担当が許容されている。【判例9】は涉外事件であるが、訴訟追行権の授与が外国の慣習に従うことから認定されている。

三 従来の学説

任意的訴訟担当に関する従来の通説である正当業務説は、任意的訴訟担当は原則として許されないが、権利主体がその管理処分権を他人に授けずるについて正当な業務上の必要がある場合に限って許容されるとしていた。⁽⁵⁾この正当業務説に対する反対説として、実体法上の管理権が授与された場合には任意的訴訟担当を許容すべきとする有力説があった。⁽⁶⁾

そして、現在の通説は実質関係説とよばれ、任意的訴訟担当を訴訟担当者のための訴訟担当と権利主体のための訴訟担当に区別し、前者については権利主体からの訴訟追行権の授与と訴訟担当が固有の利益を有していることを要件に、後者については、訴訟追行権を含む包括的な管理権の授与、および担当者が権利主体と同程度以上に当該関係に關与していることを要件に任意的訴訟担当を認めるべきであるとする。⁽⁷⁾前者における訴訟担当者のための訴訟担当における固有の利益とは、補助参加の要件の訴訟の結果についての法律上の利害関係と同一であると説明されている。この現在の通説である実質関係説を正当業務説と比較し

た場合の特徴は、第一に広い範囲で任意的訴訟担当が許容され得ることであるが、第二に任意的訴訟担当の許容要件の中に占める授權の比重を相対的なものとする反面で担当者のもつ地位を重視する判断基準を示したことである。

四 評価

(1) まず、訴訟追行権の授權の判断に関して、本判決と従来の判例とを比較する。従来の判例について、【判例6】では、当該訴訟に関する個別の授權があり、【判例4】では、権利主体と担当者間に取引上の契約が存在し、その契約条項で担当者による訴訟追行権が授權されている。そして、【判例1】、【判例2】では、民法上の組合または土地共有者からなる権利能力なき社団については、規約に訴訟追行権の授与が定められているとして判断されている。これに対して、【判例3】では、区分所有権法上の管理組合の規約に訴訟追行に関する定めがない場合には、意思決定機関である総会で訴訟の提起に関して決議されても、訴訟追行権の授与を意味しないと判断している。

そして、本判決で問題となっている委任状は、本件廃止に関する交渉を委任するものであり、本件損害賠償請求訴訟の提起するという目的で徴収されたものではない。ただ、廃止の交渉と廃止による選手への補償措置の交渉とはつきり区別するのは困難であると考えられる。そこで、損害

賠償請求を含めた訴訟追行権が、右委任状により原告に授与されたかが問題となる。この点に関して従来の判例の授權の判断と比較した場合、本件では委任状に訴訟提起に関する記載がないから、訴訟追行権の授与は否定されると考えられる。しかし、本判決は判旨②③の箇所、委任状を徴収した際に、訴訟提起に関する選手への説明がされているか、原告の総会において訴訟提起が議論されたかを判断している。このような判断は、右委任状が実質的には損害賠償請求の訴訟提起に関する授權を含むものであるかを判断するためと考えられるが、両事情の不存在を理由に委任状による訴訟追行権の授与を否定している。この点から、本判決における授權の事実認定は、従来の判例と比べて周囲の事情なども考慮する慎重なものであるといえる。

(2) 次に、本判決を従来の判例や学説と比較するにあたり、本件原告の社団法人としての目的からして、労働組合の任意的訴訟担当の場合を対象にする必要がある。すでに述べたように、労働組合の訴訟担当は最決昭和二七年四月二日より否定されており、最判昭和四五年一月一日以降、これについて直接判断した下級審判例もみられないが、今後は組合員の利益が害されるといった事情がなく、最判昭和四五年一月一日の一般的な基準に該当すれば、任意的訴訟担当も許容され得ると考えられる。

学説の多数は、労働組合による任意的訴訟担当を認める

が、訴訟追行権の授与に関しては個別的な授権を必要としている。その理由として、労働契約上の権利関係が継続的で、その内容が広範なものであり、事情によっては組合の利益と労働者個人の利益とが対立する場合があり、そのような事情を予め予測することが困難であるから、組合員の利益が十分に保護されないおそれがあるため、組合規約による包括的な授権は、許されないと考えられている⁹⁾。

本件の場合、競輪事業の再開交渉後に損害賠償請求を提起したのであるから、補償の点に関しては、原告が選手の利益を最大限尊重するものと考えられ、右労働組合に関する学説が問題とする、労働組合と組合員との間に生じ得るような利益の対立は考え難い。また、そもそも実質関係説によれば、本件の場合は権利主体のための訴訟担当の場合にあたり、紛争に関して担当者が権利主体よりも密接な関わりがあるから、仮に包括的でも訴訟追行権の授与があれば任意的訴訟担当が認められるはずである。

したがって、特に本件では債務不履行に基づく損害賠償請求に関して、選手から原告選手協会に対して、訴訟追行権を含む包括的な管理権の授与があったかが問題となる。

(3) ところで、任意的訴訟担当の前提となる訴訟追行権の授与を考える上では、それが合理的必要性の要件と密接に関連する点に配慮する必要がある。任意的訴訟担当の本件のような多数当事者訴訟への活用には授権が限界とな

っており、いわゆる紛争管理権説を生む一つの原因となっている¹⁰⁾。最判昭和四五年一月一日の要件と実質関係説の要件を比較し、従来の判例の傾向を分析すると、実質関係説での担当者と法律関係の関わり合いは、判例では合理的必要性を基礎づける事実として判断されていると指摘される¹⁾。そして、実質関係説は、法律関係との関わりが深ければ、個別的な授権ではなく、包括的な訴訟追行権を含む実体的管理権の授与で足りるとしている。これらのことから、これまでの判例理論によっても任意的訴訟担当の合理的必要性がきわめて高い場合には、授権の要件の緩和を認める余地があると考ええる。そこで、本件における任意的訴訟担当の必要性に関して、消費者訴訟や環境訴訟に類する多数当事者紛争という側面から考慮する。

まず、本件で原告は、委任状や総会決議により選手総体から訴訟追行権を授与されたと主張している。【判例5】のように環境権に基づく差止請求では、環境権が地域住民全員に共同的に帰属するから、一部の住民による訴訟提起は権利主体である他の地域住民からの授権がないことを理由に任意的訴訟担当が認められないことがある。しかし、本件では、そもそも本来の権利主体である選手が個別に権利行使できる損害賠償請求が求められているのであり、授権の認められる選手との間では原告の任意的訴訟担当が成立すると考えられる。

また、本件のように紛争に関わるものが数千人規模いる場合でも、選定当事者の制度を利用することは可能である。⁽¹²⁾しかし、本件では、原告自身は損害賠償請求権の主体ではないから、原告を選定当事者とすることはできないのであり、任意的訴訟担当を認める以外に原告に当事者適格を与えることはできない。

そして、特に選手の被った損害の額は、選手の出場や獲得賞金等を根拠に算定することになるが、原告はこれらの事由について熟知している。これらを総合すれば、複雑訴訟の単純化ができ、実際に紛争当事者として交渉過程に携わった原告による訴訟追行が選手個人の利益につながるから、任意的訴訟担当を許容する合理性はきわめて高いと考えられる。したがって、本件ではなんらかの訴訟追行権を含む包括的な管理権の授与があれば任意的訴訟担当を認める余地があると考えられる。

(4) しかし、既に述べたように、本判決では、委任状の記載ばかりではなく、その徴収に際して原告から選手への訴訟提起についての説明がされたか、原告総会で訴訟提起の議論がされたかなどを検討し、訴訟追行権の授与について従来の判例に比べて慎重に判断した結果、訴訟追行権の授与を否定している。このような判断は、本件での原告による任意的訴訟担当を許容する合理性の高くないことを考慮していると考えられ、評価されるべきである。また、

本件判旨では特に触れられていないが、委任状が一五年も前に徴収されたことから、選手から原告に本件損害賠償請求に関して訴訟追行権を含む包括的な管理権の授与があったと考えるのは困難である。

したがって、本判決の判断は妥当であり、本件では原告への任意的訴訟担当の前提となる訴訟追行権の授与を欠き、任意的訴訟担当を許容すべきではないと考える。

(1) Xの主張によると、選手が日本自転車振興会に選手登録した日に、Yの施行する競輪に出場できるという内容の継続的契約をYとの間で締結したとする。これに対しYは、昭和四七年五月一八日付けの「競輪選手の出場に関する約款」を根拠に、競輪の開催ごとに出場契約が締結されると主張している。

(2) 法務省民事局参事官室「民事訴訟手続に関する検討事項」四頁、同「民事訴訟手続に関する検討事項」八頁(一九九一年)

(3) 評釈として、叶和夫／水野隆昭・民事研修四、六年三号四二頁、中野貞一郎・民商法六五巻四号一二五頁(一九七二年)、住吉博・判タ二五九号八四頁、上原敏夫・民訴判例百選(第二版)六〇頁(一九八二年)、松原弘信・民訴判例百選I一〇〇頁(一九九二年)等

(4) 本件判決に関して住吉博教授(「判批」・判評二

- 五五号三二頁(一九八〇年)は法定訴訟担当を認めるべきであると批判していたが、昭和五八年の区分所有権法の改正で区分所有権法上の管理者による訴訟担当が法定された。参照、区分所有権法二六条四項(時の法令一一九八号一頁(一九八三年))
- (5) 兼子一・民訴法体系一六一頁(一九五四年)、三ヶ月章・民訴法(第二版)二二九頁(一九八五年)、菊井・村松・全訂民訴法I二二三頁(一九八四年)
- (6) 小野木常「第三者の訴訟追行権」訴訟学会編・訴訟法学の諸問題第一輯一三五頁(一九三八年)
- (7) 福永有利「任意的訴訟担当の許容性」中田還曆・民事訴訟の理論上七五頁(一九六九年)、兼子ほか・条解民訴法(新堂)一一五頁(一九八六年)、新堂ほか・注釈民訴法I(新堂)四一一頁(一九九一年)
- (8) 伊藤眞・民事訴訟法の争点新版一〇三頁(一九八八年)
- (9) 労働組合の任意的訴訟担当に関する消極説、吉川大二郎「労働組合の当事者適格」・増補仮処分の諸問題二〇九頁(一九六八年)、肯定説、兼子一「労働組合の訴訟当事者適格」・民事法研究第二巻二〇五頁(一九五八年)、鈴木重勝「労働組合の当事者適格」ジュリ三〇〇号二四四頁(一九六四年)、三ヶ月章・労働判例百選(第三版)三一六頁(一九七四年)。学説の発展に関して、中村英郎「労働組合の当事者適格」・演習民事訴訟法上一四四頁(一九七三年)。包括的な授権を否定する理由は、新堂幸司・民訴法(第二版)一九八頁(一九八七年)
- (10) 伊藤眞・民事訴訟の当事者一四五頁(一九七八年)。紛争管理権論は[判例5]により否定されているが、その後に伊藤教授は環境権にもとづく民事訴訟の場合には、実質関係説の担当者との関わり合いを紛争管理権との接点にして任意的訴訟担当の制度を利用することを提唱されている(「紛争管理権論再論」竜寄還曆・紛争と処理と正義二〇三頁(一九八八年))。
- (11) 伊藤・前掲注(8)一〇九頁
- (12) 「鶴岡灯油訴訟」最判平成元年一月八日民集四三卷一一号。同訴訟の統計学的立証に関するものであるが評釈として、上原敏夫・民訴判例百選II二四六頁(一九九二年)
- 〔追記〕本件紹介として、加藤哲夫「判例回顧」法時六五巻四号七四頁(一九九三年)
- (一橋大学大学院博士課程)